

令和3年6月22日

教育指導課

令和3年度 夏季休業日の生活指導について

このことについて、指導の徹底を図るよう、別紙のとおり区立幼稚園長、小・中学校長あてに通知するので報告する。

1 通知文 別紙のとおり



世田谷区立幼稚園長、小・中学校長 あて

世田谷区教育委員会教育長  
渡部 理枝

## 令和3年度 夏季休業日の生活指導について（通知）

このことについて、例年格段のご配慮をいただいております。

夏季休業日は、長期に園・学校を離れ、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という）が自ら工夫して生活の計画を立て、実践することを通して自主的・自律的な生活態度を身に付けるよい機会です。また、家族の一員であることを自覚させることにより、家族との人間関係を深めたり、地域行事に参加することを通して地域の人々との交流を行ったりするよい機会にもなります。

各園・学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、通常とは異なる状況の中、夏季休業日中における児童・生徒等の健全育成に資するため、児童・生徒等に対する事前の指導及び学校と家庭、地域、関係諸機関等が連携して、児童・生徒等を守り育てる体制の確立が図れるよう下記事項について徹底をお願いいたします。

## 記

## 指導の重点

感染症対策が引き続き行われている中で、学習についてや感染することへの恐れ、人との関わり方や体験的な活動等に制約がある中、児童・生徒が深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配がある。また、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じていることも予想される。これらを踏まえ、児童・生徒の心のケアや福祉等の関係機関と連携した家庭への支援を強化する必要があることについて、全教職員で共通理解を図る。

## 1 夏季休業日前の児童・生徒等への指導内容

## (1) 自殺の防止

厚生労働省の公開情報によると、令和2年の児童・生徒の自殺者数は499人で、令和元年の399人と比較して大きく増加しており、これまでの自殺者数の推移によると、長期休業明けにおいて自殺者数が増加する傾向にある。道徳教育や「SOSの出し方に関する教育」等を通じて、自分の生命も人の生命もかけがえない尊いものであることなど、生命を尊重することについて、発達段階に応じて子どもたちに深く考えさせ、理解させる指導の充実を図る。

また、警察を含めた身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等、不安や悩みを抱えたときに助けを求めるとの大切さを校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布など、全ての児童・生徒等を対象に繰り返し行うとともに、学校より保護者や地域に対して児童・生徒の見守りや気になる様子についての相談等を周知するなど、学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」を構築する。

【参考資料】

- 自殺対策基本法の一部改正（平成28年4月）
- 自殺総合対策大綱の閣議決定（平成29年7月）
- 「児童・生徒等を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒等はいませんか～」（平成25年3月東京都教育庁指導部指導企画課）
- 「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」（平成26年7月文部科学省 児童・生徒等の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等
- DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（平成30年東京都教育委員会）

(2) 犯罪行為、問題行動等の防止

ア 児童・生徒等の状況を十分に把握し、事故の防止に努める。

児童・生徒等の規範意識を高め、社会のルールの大切さを理解させ、それを守ろうとする態度や正しい判断の下に行動できる力を育成する指導を行う。

また、祭礼や花火大会、盛り場・繁華街等でのトラブル、深夜徘徊、飲酒・喫煙、万引き、金銭の賃借によるトラブル、性に関わる問題行動の発生等、児童・生徒等の生活や行動に関する情報交換を家庭・地域・関係諸機関と適宜行い、生活指導の徹底を図る。

火を扱う花火や爆竹、エアガン等の危険な遊びや、学区域における危険箇所での遊びについては、PTAや地域諸団体と協力して事故防止の方策を立てて安全の確保に努める。

【参考資料】

- 「人権教育プログラム（学校教育編）」（令和3年3月東京都教育委員会）
- 犯罪防止・犯罪被害者理解教材「STOP！それは犯罪だと気付いていますか」（平成22年3月東京都教育委員会）
- 万引き防止教材（警視庁）等

イ スマートフォン等やインターネット利用に関わる指導の徹底

コミュニティ型のWebサイトや無料通話アプリケーションの利用に関わるトラブル、過度な使用によるインターネット依存についても十分に注意を喚起し、適切に利用の仕方や事件や事故の被害者・加害者にならないための指導を徹底する。

特に、相手に脅されたりだまされたりして、自ら撮影した裸の画像をメール等で送る「自撮り被害」等の被害の防止に向けて、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等を活用し、情報モラルについての指導を行う。保護者に対しては、フィルタリング機能を設定することの重要性や携帯電話利用に係る家庭でのルールづくりの促進等について啓発を行う。

【参考資料】

- リーフレット「インターネットトラブルから子どもを守るために」（令和3年3月世田谷区教育委員会）
- 「ネットリテラシー醸成講座」での指導内容
- 「SNS東京ルール」（平成31年4月改訂東京都教育委員会）に基づいて各学校で作成した「学校ルール」
- 「SNS東京ノート」（令和3年3月東京都教育庁指導部）
- 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」（令和3年3月23日改訂東京都教育委員会）
- 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（平成28年3月東京都教育庁指導部）

ウ 薬物乱用の防止に努める。

覚醒剤のみならず、MDMAや大麻、危険ドラッグなど、薬物がますます多様化し違法薬物の入手が容易になっており、これら薬物の乱用は、生涯にわたって心身の健康を損なう恐れのある危険な行為であり、法律違反であること等について、警察署等の協力を得て指導を行う。

(3) 「いじめ」の防止

「学校いじめ対策委員会」を核として、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻」の10ページから13ページに掲載している「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」や、ふれあい月間「教員シート」や「学校シート」等を活用して、教員一人一人の対応力の向上と、学校、家庭、地域が一体となった組織的取組の推進を図る。

いじめを傍観していること自体がいじめをしていることと同様であることを指導し、理解させる。また、SNSのアプリや電子メール等を利用して、誹謗中傷や「グループ外し」を行うなど、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、人により苦痛と覚えることに違いがあるなど、SNS等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を行う。

各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」のもと、「学校生活についてのアンケート」や「Q-U調査」、スクールカウンセラー全員面接等の結果を活用し、部活動、学校行事、面談などの機会を活かして、児童・生徒等から発信されるさまざまなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止に向けた指導の充実を図るとともに、児童・生徒等が電話相談できる「せたがやホッと子どもサポート」等の情報を伝えるなど相談体制を整える。

また、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別、偏見を生まないようにするための指導を行うとともに、児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、身近にいる信頼できる大人、学校や相談窓口にご相談できるよう環境を整える。

【参考資料】

- 「一人ひとりの子どもが安心して毎日を過ごせるように～いじめ防止に向けた手引き～」  
(令和3年3月世田谷区教育委員会)
- 「『いじめを予防するための授業の工夫』教員用リーフレット  
『いじめ 許さない 見逃さない』」(令和元年6月世田谷区教育委員会)
- 「いじめ対策に係る事例集」(平成30年9月文部科学省)
- 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻【実践プログラム編】」  
(令和3年2月東京都教育委員会)
- いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(平成25年3月東京都教育委員会)
- 「STOP!いじめII 見つめよう 考えようーいじめをなくすためにー」  
(平成27年3月東京都教育委員会)
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」  
(平成26年2月東京都教育委員会)
- 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」  
(平成28年3月東京都教育委員会)
- 「SNS東京ノート(令和3年3月東京都教育委員会)」
- 「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」のストーリー「相手の今を思うと…」及び「まるでウイルスみたいに…」(令和2年6月東京都教職員研修センター)
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料『止めよう差別の感染 広めよう感謝の心』」(令和2年6月東京都教職員研修センター)

(4) 犯罪、事故、災害等に対する危険予測と回避

ア 交通事故などの防止について指導する。

交通事故防止について、以下の点について具体的に指導する。

- トラックなど大きい車両の左右折時は、車両の動きに特に注意する。
- 青信号であっても、左右の安全を確認して、車が止まってから横断する。
- 横断禁止場所の横断や斜め横断は絶対にせず、横断歩道や歩道橋を利用する。
- 自転車利用時は、一時停止標識等の交通ルールを守り、必ずヘルメットを着用する。

また、車両事故の特徴を知り、安全な歩行や「自転車安全利用五則」（警視庁）を基に自転車走行の仕方を指導する。加害者になった場合は大きな損害賠償を負う可能性があること等、交通事故の危険性や起きたときの通報や対応等について、児童・生徒等の発達の段階を踏まえた指導の徹底を行う。

<指導内容例>

○様々な交通場面における危険と安全について指導する。

- 1 道路の歩行と横断及び交通機関の利用
  - ・道路における様々な危険や交通法規について理解し、安全な歩行できるようにする。
- 2 自転車の安全な利用と点検・整備
  - ・自転車の安全な利用・点検について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
- 3 二輪車・自動車の特性と心得
  - ・二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行ができるようにする。
- 4 交通事故防止と安全な生活
  - ・地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。

【参考資料】

- 「安全教育プログラム第13集」（令和3年3月東京都教育委員会）
- 「自転車安全利用五則」（警視庁）
- 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（令和2年4月）
- 「世田谷区自転車条例」（令和2年4月）

イ 犯罪や不審者、誘拐等への対応について指導する。

外出の際は家人に、行き先、経路、同行者、帰宅予定時刻等を知らせ、できるだけ一人で行動しないこと、見知らぬ人からの誘いに応じたり、好奇心から自動車等に乘せてもらったり、物をもらったりすること等がないよう具体的に指導する。さらに、マンションのエレベーターに乗るときや人通りの少ない場所を一人で通行するときや公園での一人遊びのとき、保護者の不在時における住居への不法な侵入などについても十分注意し、防犯ブザーを携帯するなど、危険な状況を発見した場合は、近くの人に速やかに連絡するとともに、自分の身を自分で守るための方法について指導する。

また、刃物等の凶器を使用した無差別殺傷や誘拐、性犯罪などの被害防止、振り込め詐欺や架空・不当請求など金銭にかかわる問題行動の防止について、具体的な事項を踏まえた指導を行う。

ウ 電話等による個人情報の聞き出しについての指導を徹底する。

不審な人物が、様々な手口で、児童・生徒等に関わる個人情報を求めることがある。保護者会等の機会を活用しその特徴や個人情報の流出が及ぼす影響等について各家庭へ情報提供及び注意喚起を行うとともに児童・生徒等への指導を徹底する。

エ 災害時の安全の確保等について指導する。

児童・生徒等には、地震が発生したら、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所で身を守ることを指導する。

【参考資料】

- 「安全教育プログラム第13集」（令和3年3月東京都教育委員会）
- 「防災ノート ～災害と安全～」(令和2年度版東京都教育委員会)
- 「学校安全対策マニュアル」（平成23年度改訂世田谷区教育委員会）

オ 感染症の予防について指導する。

外出先から帰宅したら、石鹸でよく手洗いをし、丁寧にうがいをすること、発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状、腹痛などが認められる場合には、外出を控え、医療機関に受診させること、「早寝・早起き」など規則正しい生活を心掛け、十分な休養と栄養バランスを考えた食事を摂るなど、身体の抵抗力を低下させないように気を付けさせることなど、感染症の予防に努めさせるよう指導する。

## (5) 大人への相談

園・学校は、児童・生徒等の不安や悩みに対して、夏季休業日中であっても教職員が相談に応じ、児童・生徒等の心に寄り添って解決を図る体制を整えていることを具体的な言葉で伝えるとともに、どんなに小さなことでも心配がある場合は、園・学校はもとより保護者をはじめ身近にいる信頼できる大人や24時間受付の「東京いじめ相談ホットライン」、「性暴力救援ダイヤルNaNa」等の外部の相談機関や警察等に相談するよう指導する。特に、中学生に対しては、SNS教育相談「相談ほっとLINE@東京」も活用できることを重ねて周知する。

他の児童・生徒が、いじめや暴力等を受けていることや、集団等との関わりや交友関係に悩んでいることなどについて、見たり聞いたり相談を受けたりした場合には、直ちに教職員や保護者等の大人に伝えるよう指導する。

## 2 夏季休業日中の対応

### (1) 児童・生徒等の状況把握及び支援

自殺予防、犯罪被害防止、いじめ防止、児童虐待やヤングケアラーの早期発見等の観点から、夏季休業日前に、園児・児童・生徒の状況を把握する。

園・学校が把握した不安や悩みを抱える児童・生徒等や、いじめを受けた又は不登校となっている児童・生徒等については、夏季休業日中も管理職をはじめ教職員間で情報を共有するとともに、家庭訪問を実施したり一人一台端末を活用したりするなど保護者等と連携して、当該児童・生徒等の様子を定期的に確認する。また、プライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒等に個別に声

を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援する。

特に、長期にわたり欠席が続いている児童・生徒等や悩み等を抱えている児童・生徒等に対しては、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所、世田谷少年センター等の関係機関との密接な連携を図り、当該児童・生徒等が置かれている状況や交友関係などについて把握するとともに、一人一人の問題に即した対策を立て、指導の充実を図る。

【参考資料】

- 「学校における児童・生徒の自殺対策の取組～寄りそい、支え、命を守るために～」  
(平成30年2月東京都教育委員会)

## (2) 児童虐待への対応

児童・生徒等の生命・心身を守るという観点から、「人権教育プログラム」(令和2年3月東京都教育委員会)のチェックリストを活用するなどして、児童・生徒等の生活状況を把握し、保護者との連携に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童・生徒等を発見した場合には、速やかに、区子ども家庭支援センター、児童相談所等に通告するなど、関係機関等と定期的に連絡・相談を行うなどの体制を整える。

特に、保護者が児童・生徒等に会わせることを拒絶するなどの場合には、至急、児童相談所や警察等の関係機関に連絡し、相互に連携を図りながら適切に対応する。

また、虐待等が疑われる児童・生徒等の保護者等から問い合わせや執拗な要求、威圧的な態度に対しては、教育委員会や警察等と連携して、適切に対応する。

【参考資料】

- 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成16年10月及び平成20年4月 改正)
- 「児童虐待の防止対策強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年4月)
- 「児童虐待防止研修セット」(平成23年8月東京都教育委員会)
- 「世田谷区子ども条例」(平成13年12月世田谷区・世田谷区教育委員会)
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引」(令和元年5月文部科学省)

## (3) 園・学校、家庭、地域、関係機関と連携した対応

「児童・生徒等の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の適切な運用や「学校サポートチーム」による組織的な対応等、警察等との関係諸機関と緊密な連携を図った活動を推進する。

教職員が、学校協議会などを通してPTA、町内会等との協力関係を深め、児童・生徒等が、地域社会で豊かな活動が行えるよう配慮する。

なお、地域の諸団体から園・学校に対して協力の依頼などがあった場合には、実施内容を十分検討し、事故の防止等に十分留意して対応する。

## (4) 部活動等における重大事故の防止

### ア 熱中症等の防止の徹底を図る。

熱中症は未然に防止できるものであることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大

な影響を与えることを、園・学校全体及び指導者が十分に理解した上で、適切に指導に当たる。

児童・生徒等の活動については、高温多湿の気象条件や光化学スモッグに対して適切な配慮をするとともに、活動内容・場所等の状況を適切に判断し、指導者が水分補給や休憩時間の設定等の具体的な指示をする。また、計画している場合であっても無理に活動せず、自粛するなどの適切な判断をする。

【参考資料】

- 「学校安全対策マニュアル」（平成23年度改定世田谷区教育委員会）

イ 部活動等の指導における安全確保に努める。

部活動等の指導に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン等を踏まえ、運動種目の特性や練習内容・方法から予測される危険性を再確認し、事故を未然に防止する等の安全確保に努める。また、体罰は学校教育法で明確に禁止されている違法行為である。いかなる場面や状況においても、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはならないことを、外部指導員を含め指導を徹底し、体罰・ハラスメントの根絶を図る。

【参考資料】

- 「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」（平成24年5月東京都教育委員会）
- 「生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて」（平成25年3月東京都教育庁指導部）
- 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」（令和元年7月東京都教育委員会）
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」（平成25年9月東京都教育委員会）
- 「体罰根絶映像資料（DVD）」（平成26年3月東京都教育庁指導部）
- 「世田谷区立中学校における部活動の方針」（平成30年12月世田谷区教育委員会）

ウ 水泳等の事故防止の徹底を図る。

水中からのスタート等の指導において安全に十分留意するとともに、プールの排水口やプールサイド等の安全確認を確実に実施する。また、プールの水の排水中に指導を行ったり、水深調整しないまま指導をしたりしない等、安全を徹底した指導体制をつくるなど、全教職員の危機意識を高め、水泳等の事故防止の徹底を図る。

【参考資料】

- 「安全な水泳指導のために」（平成30年5月東京都教育庁指導部）
- 「学校安全対策マニュアル」（平成23年度改定世田谷区教育委員会）

(5) 災害時の安全の確保

地震や台風など災害時における児童・生徒等の生命及び身体の安全確保に万全を期すため、園・学校の防災に関わる計画を見直し、万一災害が発生した場合の対応や校内における連絡体制等について、すべての教職員で確認する。

夏季休業中に、施設又は設備について、児童・生徒等の安全の確保を図る上で支障がないか点検を行い、支障があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

【参考資料】

- 「安全教育プログラム第13集」（令和3年3月東京都教育委員会）
- 「防災ノート ～災害と安全～」（令和2年度版東京都教育委員会）
- 「学校安全対策マニュアル」（平成23年度改訂世田谷区教育委員会）

### 3 夏季休業日の事後の対応

長期欠席者や園・学校生活に適応が難しい児童・生徒等に対しては、2学期開始前に連絡を取り、新たな気持ちで園・学校生活に意欲と希望をもち、目標をもって教育活動に取り組むことができるよう丁寧に対応する。

不登校などの長期欠席の児童・生徒については、家庭訪問や保護者との連絡及び一人一台端末の活用などを通して、当該児童・生徒が置かれている状況や交友関係などについて把握し、他人からの脅迫や暴力行為等の実態が確認された場合は、直ちに教育委員会や関係機関等と連携して支援を行う。

また、2学期始めの一人一人の児童・生徒等の様子を十分に観察し、保護者や地域社会と連携を取りながら、自殺等の問題行動の未然防止を図る。必要に応じて、総合教育相談室等との連携を図り、様々な課題に対して、速やかな解消に向けた指導の充実を図る。なお、園・学校だけでは対応が難しい場合には、教育指導課内の「教育支援チーム」との連携を図る。

### 4 その他

- (1) 夏季休業日中は、長期間使用しない部屋があり、刃物や薬品等を確認する機会が少なくなる。刃物等を保管している調理室等の施錠・確認を確実に行うとともに、保健室や理科室等における薬品の管理・保管については、薬品を管理するための台帳等を整備するなどして、管理を徹底する。
- (2) 緊急時に備え、保護者への連絡方法や校内体制を点検し、家庭・教職員等へ確実に連絡できるように配慮する。なお、保護者等の名簿や連絡先等の個人情報の取り扱いについては、教職員全体で適切な取り扱いをするよう確認及び保管を徹底する。

#### 《事故発生時の対応》

万一、事故や問題が発生した場合には、事実を正確に把握し、管理職を中心に全教職員が協力してその対応にあたりるとともに、教育委員会へ速やかに連絡してください。

連絡先 世田谷区教育委員会事務局教育指導課

電話 5432-2703～5

ファクシミリ 5432-3041

※教育指導課が不在の場合は、教育指導課長の携帯電話にご連絡ください。